

武蔵野市公共工事の前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号。以下「規則」という。）第49条に規定する前払金（以下「前払金」という。）に関する事務の取扱いを定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事（以下「公共工事」という。）並びに土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量（以下「工事設計等」という。）とする。

(前金払の率)

第3条 前金払の率は、公共工事については契約金額の4割、工事設計等については契約金額の3割とする。

(前払金の最高限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は、1件の契約につき、公共工事については2億円、工事設計等については5,000万円とする。

(前払金の制限)

第5条 前3条の規定にかかわらず、前払金の対象となる公共工事及び工事設計等のうち次に掲げるものは、前払金を支払わない。

(1) 契約金額が130万円以下のもの

(2) 材料を支給する工事で、契約金額に支給材料の額を加えた額の4割以上の額の材料を支給するもの

2 前項に定める場合のほか、市長は、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第6条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第7条 前金払の対象とされる公共工事及び工事設計等並びに前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(前払金の請求手続)

第8条 前払金の請求は、契約締結後、速やかに行うものとする。ただし、市長が工事の着手時期を別に指定するときその他必要と認めるときは、市長は請求時期を別に指定することができる。

2 契約の相手方は、前項の請求をするときは、保証事業会社と当該前払金の対象となる公共工事又は工事設計等に係る保証契約を締結し、当該保証契約に係る保証証書の原本1通及び写し1通を添えなければならない。

3 市長は、前2項の規定による前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第9条 規則第49条第3項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における当該追加払し、又は返還させる前払金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計額は、第4条に規定する限度額を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合

公共工事については増額後の契約金額の4割（当初の前払金の支給率が4割を下回るときは、その率とする。次号において同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。）から支払済の前払金の額を差し引いた額とし、工事設計等については増額後の契約金額の3割（当初の前払金の支給率が3割を下回るときは、その率とする。次号において同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。）から支払済みの前払金の額を差し引いた額を追加払するものとする。

(2) 契約金額を減額した場合

公共工事については、支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の4割に相当する額を差し引いた額とし、工事設計等については、支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の3割に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第49条第3項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定による保証契約変更後の保証証書を市に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 規則第49条第3項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から市長が指定する日（以下「返還期限」という。）までの間に返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、市長は、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に武蔵野市工事請負標準契約約款（以下「標準契約約款」という。）に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。
- 4 規則第49条第3項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により変更をした公共工事の残工期が30日未満のときその他必要がないと認めるときは、当該変更に伴う前払金を追加払し、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第10条 規則第49条第3項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証事業会社との保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

- 2 規則第49条第3項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

- 3 前2項に掲げるもののほか、保証契約の変更があつた場合には、契約の相手方は、変更後の保証証書を市長に提出するものとする。

（前払金を支払った場合の部分払の限度額）

第11条 前払金を支払った公共工事について部分払をするときは、規則第49条の3の規定に基づき、標準契約約款に定める計算式により計算して得た額を支払うものとする。

（前払金の使途制限）

第12条 前払金は、当該前払金に係る公共工事及び工事設計等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

（保証契約が解約された場合等における前払金の返還）

第13条 規則第49条第4項の規定により前払金を返還させる場合において、当該公共工事及び工事設計等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 市長は、規則第49条第4項第1号及び第3号の規定により前払金を返還させるときは、当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

- 3 市長は、規則第49条第4項第2号の規定により前払金を返還させるときは、市長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に標準契約約款に定める率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

（2年度以上にわたる工事の前金払）

第14条 2年度以上にわたる工事であっても、前払金は公共工事については4割、工事設計等については3割に相当する額を支払うものとする。

（債務負担行為を伴う工事の特例）

第15条 債務負担行為を伴う工事のうち第5条第2項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において市長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の武蔵野市公共工事の前払金取扱要綱の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前において締結された契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の武蔵野市公共工事の前払金取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前において締結された契約については、なお従前の例による。